

会員各位

下記文書につきましては、1/28発送の理事会速報に同封して、すでにお知らせしておりましたが、下記に記載されておらずとあり、マニュアル「小・中学生現物給付の手引き(医療機関等用)」を本日発送の理事会速報に同封しております。理事会速報は2/22頃までに届くと思われますので、届きましたら、マニュアルをご確認くださいませよう何卒宜しくお願い致します。

西彼杵医師会事務局

こども福祉医療費助成制度の変更について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より福祉行政に対し、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、時津町及び長与町では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、令和2年4月診療分より、時津町・長与町に住所がある小学生・中学生(満15歳になった日以後の最初の3月31日まで)のお子様、時津町・長与町・長崎市・西海市の医療機関等を受診した際に支払う医療費の一部について、「償還払い」方式から「現物給付」方式へ移行することとなりました。ただし、医師会未加入の医療機関は従来通り「償還払い」となります。

制度の詳しい内容は、別途2月末までを目処にマニュアルを送付させていただきますが、対象となる診療区分及び助成方法につきましては以下のとおりとなります。何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○対象と助成方法について

認定区分	対象となる診療区分	助成方法	保護者負担
乳幼児 (6歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	入院 通院 調剤	現物給付(長崎県内) ※変更なし	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし) ※変更なし
こども(小学生) (12歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	入院 通院 調剤	現物給付 (時津町内・長与町内・ 長崎市内・西海市内)	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)
こども(中学生) (15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	入院 通院 調剤	現物給付 (時津町内・長与町内・ 長崎市内・西海市内)	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)

- 償還払いによる場合・・・現物給付に対応していない医療機関での受診や、受給者証を受診時に提示しなかった場合です。
- 令和2年3月末までに、対象者へ受給者証を郵送します。
- 今回の制度改正は、時津町・長与町独自のものです。時津町・長与町に住所を有する小・中学生が対象となりますので、必ず受診時の住所の確認をお願いします。

時津町役場福祉課 鬼塚
電話 095-882-4533 (直通)

長与町役場こども政策課 久保
電話 095-801-5886 (直通)